

信 託 の 計 算 書

(自 年 月 日 至 年 月 日)

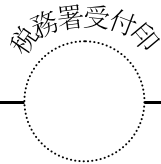
○「番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

信託財産に帰せられる 収益及び費用の受益者等		住所(居所)又は所在地													
		氏 名 又 は 名 称		番 号											
元本たる信託財産の 受 益 者 等		住所(居所)又は所在地													
		氏 名 又 は 名 称		番 号											
委 託 者		住所(居所)又は所在地													
		氏 名 又 は 名 称		番 号											
受 託 者		住所(居所)又は所在地													
		氏 名 又 は 名 称		(電話)											
		計算書の作成年月日		年 月 日		番 号									
信託の期間	自 至 年 月 日			受 益 者 等 の 異 動	原 因										
信託の目的					時 期										
受 益 者 等 に 交 付 し た 利 益 の 内 容	種 類			受 託 者 の 受 け る べ き 報 酬 の 額 等	報酬の額又は その計算方法										
	数 量				支 払 義 務 者										
	時 期				支 払 時 期										
	損益分配割合				補 て ん 又 は 補 足 の 割 合										
収 益 及 び 費 用 の 明 細															
収 益 の 内 訳			収 益 の 額		費 用 の 内 訳			費 用 の 額							
収 益			千 円		費 用				千 円						
	合 計					合 計									
資 産 及 び 負 債 の 明 細															
資産及び負債の内訳			資産の額及び負債の額		所 在 地		数 量		備 考						
資 産			千 円												
	合 計														
負 債															
	合 計														
資産の合計－負債の合計															
整 理 欄		①			②										

【信託の計算書】

備 考

- 1 この計算書は、法第 227 条に規定する信託について使用すること。
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「番号」の欄には、計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。（9）イにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地を及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「収益及び費用の明細」の「収益の内訳」及び「費用の内訳」並びに「収益の額」及び「費用の額」の項は、各種所得の基因たる信託財産の異なるごとに収益及び費用の内訳並びに当該収益及び費用の額を記載すること。
 - (3) 信託財産の処分により生じた損益は、他の収益及び費用と区分して記載すること。
 - (4) 「資産及び負債の明細」の「資産及び負債の内訳」及び「資産及び負債の額」の項には、各種所得の基因たる信託財産の異なるごとに区分してその信託財産に属する資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債の額を記載し、「資産及び負債の明細」の「所在地」の項には、各種所得の基因たる信託財産に属する資産の異なるごとに区分してその所在地を記載すること。
 - (5) 信託会社（法第 227 条に規定する信託会社をいう。以下この表において同じ。）の事業年度中（受託者が信託会社以外の者である場合又は当該信託が特定寄附信託（租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託をいう。以下この表において同じ。）である場合には、その年中）に信託財産の全部又は一部を処分した場合には、その処分年月日を、新たに信託行為により受け入れた信託財産がある場合には、その受入年月日を、それぞれ「備考」の項に記載すること。
 - (6) 「受益者等に交付した利益の内容」の「損益分配割合」の欄には、信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等が 2 人以上あり、かつ、それぞれの受益者等が受ける損益の割合が異なる場合に限り、記載すること。
 - (7) 「受益者等の異動」の「原因」の欄には、信託契約の締結、受益者の指定、受益者の変更、受益権の放棄、信託の終了のように記載すること。
 - (8) 「受託者の受けるべき報酬の額等」の「補てん又は補足の割合」の欄には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 6 条の規定による補てん又は補足の割合その他これに関する事項を記載すること。
 - (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ 当該信託が信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 89 条第 1 項に規定する受益者指定権等を有する者、同法第 182 条第 1 項第 2 号に規定する帰属権利者として指定された者その他これらに類する者の定めのある信託である場合 その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - ロ 信託会社の事業年度（受託者が信託会社以外の者である場合又は当該信託が特定寄附信託である場合には、その年）の中途において当該受益者の損益分配割合に変更が生じた場合 その旨、その変更のあつた日及びその変更事由
 - ハ 受益者等又は委託者の納税管理人が明らかな場合 当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
 - ニ 受益者等が非居住者又は外国法人である場合 （非）
 - ホ 当該信託が相続税法第 21 条の 4 第 1 項の規定の適用に係るものである場合 その旨
 - ヘ 当該信託が特定寄附信託である場合 その旨及び次に定める事項
 - (i) 当該特定寄附信託契約（租税特別措置法第 4 条の 5 第 2 項に規定する特定寄附信託契約をいう。以下この表において同じ。）締結時の信託の元本の額
 - (ii) 前年中に当該信託の信託財産から支出した寄附金の額及び当該信託財産に帰せられる租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち前年中に寄附金として支出した金額並びにこれらの寄附金を支出した年月日
 - (iii) (ii) の寄附金を受領した法人又は法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びに当該特定公益信託の名称
 - (iv) 当該特定寄附信託契約又はその履行につき、租税特別措置法施行令第 2 条の 36 第 8 項各号に掲げる事実が生じた場合には、当該事実及びその事実が生じた日
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。
- 4 所轄税務署長の承認を受けた場合には、この様式と異なる様式により調製することができる。



自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

信託の計算書合計表

処 理 事 項	通信日付印		検 収		整理簿登載		身元確認					
	※ ・ ・		※		※		※					
令和 年 月 日 提出 税務署長 殿		提 出 者	住所（居所） 又 は 所 在 地		整理番号							
			電話（ - - ）		調書の提出区分 （新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4）		提出媒体		本店一括		有・無	
			個人番号又は法人番号 ^(注)		作成担当者							
			フリガナ氏名又は名称		作成税理士署名		税理士番号（ ） 電話（ - - ）					
フリガナ代表者氏名												
信託財産の種類		件 数		収 益 の 額		費 用 の 額		資 産 の 額		負 債 の 額		
金 銭		件		円		円		円		円		
有 価 証 券												
不 動 産												
そ の 他												
計												
(摘 要)												

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99）
(注) 平成 27 年 12 月 31 日以前に開始する事業年度に係る合計表を作成する場合（信託会社以外の受託者にあつては、平成 28 年 12 月 31 日以前にこの合計表を提出する場合）には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

【信託の計算書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、信託の計算書を信託財産の種類別に合計したものにより記載する。
- 2 「件数」欄の「計」欄には、この合計表とともに提出する計算書の枚数（実件数）を記載する。
- 3 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

（注）この合計表を信託会社が信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日（以下「信託法施行日」という。）前に開始する事業年度に係る計算書（信託会社以外の受託者にあつては、平成 21 年 1 月 1 日前に提出するもの）に添付する場合には、「収益の額」とあるのは「収入金額」と、「費用の額」とあるのは「支出の額」と、「資産の額」とあるのは「信託財産の価額」と読み替えて使用する。

なお、この場合において「負債の額」については記載を要しない。